

外国証券取引約款 新旧対照表

2025 年 10 月 1 日

改 定 後	改 定 前
第 1 条（約款の趣旨） 2 お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、<u>外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引（以下「外国取引」といいます。）</u>および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）ならびに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行にかかる準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。	第 1 条（約款の趣旨） 2 お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下、「国内委託取引」といいます。）、<u>外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取次ぐ取引（以下、「外国取引」といいます。）</u>および外国証券の国内における店頭取引（以下、「国内店頭取引」といいます。）ならびに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行にかかる準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下、「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。
第 13 条（注文の執行および処理）（5） 当社は、売買等の成立を確認したのち、遅滞なくお客さまあてに<u>契約締結時等</u>交付書面等を送付します。	第 13 条（注文の執行および処理）（5） 当社は、売買等の成立を確認したのち、遅滞なくお客さまあてに<u>契約締結時</u>交付書面等を送付します。

改 定 後	改 定 前
第 23 条（取引残高報告書の交付） 2 上記 1 の規定にかかわらず、お客さまは、当社がお客さまに対して<u>契約締結時等</u>交付書面を交付することが法令により義務づけられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。	第 23 条（取引残高報告書の交付） 2 上記 1 の規定にかかわらず、お客さまは、当社がお客さまに対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務づけられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
第24条（共通番号の届出） お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）その他の関係法令等の定めにしたがって、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令等の規定にしたがい、お客さまの本人確認を行うものとします。	第24条（共通番号の届出） お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）その他の関係法令等の定めにしたがって、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令等の規定にしたがい、お客さまの本人確認を行うものとします。